

◎責任分担一覧

種類	内容	負担者	
		市	指定 管理者
1. 物価・金利変動	(1)人件費、光熱水費及び燃料費の基準とする指標の変動率が累積±5%以上となった場合	○	
	(2)人件費、光熱水費及び燃料費の基準とする指標の変動率が累積±5%未満の場合		○
	(3)上記以外の物価・金利の変動に伴う経費の増		○
2. 税制・法令改正	(1)施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	(2)上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
3. その他の制度変更	(1)指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	(2)上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
4. 資金調達	(1)資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断		○
5. 需要変動	(1)需要変動による収入の減少		○
	(2)新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用となる感染症の影響に伴う収入の減少	協議事項	
6. 業務内容の変更	(1)行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	(2)指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
7. 不可抗力	(1)不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	(2)不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
8. 施設の損壊等による修繕、事業の中断	(1)指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	(2)指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上のもの	○	
	(3)指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満のもの		○
	(4)指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
9. 災害時(※)における避難所運営 (※)本市又は本市の区域が災害救助法の適用となった場合に限る。	(1)指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる経費の追加・増加及び収入の減少	協議事項	
10. 許認可等	(1)当市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	(2)指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○

11. 第三者への賠償	(1)指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	(2)上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
12. 引継費用	(1)管理運営の引継ぎに必要な費用	協議事項	

※ 人件費、光熱水費及び燃料費のリスク分担（指定管理委託料の調整）は、「指定管理者制度における物価・金利の変動に係る指定管理料の調整に関する手引」のとおりとし、人件費調整額は、人件費に反映することを原則とする。

なお、変動率が上昇した場合は指定管理料を増額し、低下した場合は減額する。

※ 各指標及び変動率は次のとおり。

●人件費

区 分	指標及び変動率の算出方法
登別市職員の給与に関する条例別表1を根拠として積算した人件費	人事院勧告による行政職俸給表（一）の平均改定率
北海道最低賃金等を根拠として積算した人件費	北海道労働局が公表する北海道最低賃金の額を前年度と比較して算出した変動率
公共工事設計労務単価を根拠として積算した人件費	公共工事設計労務単価における全国全職種単純平均前年度比

●光熱水費及び燃料費

区 分	指標及び変動率の算出方法
電気料金	日本銀行が公表する国内企業物価指数 ・商品群 事業用電力
ガス料金	日本銀行が公表する国内企業物価指数 ・商品群 都市ガス
上下水道料金	登別市が公表する平均改定率
燃料費	日本銀行が公表する国内企業物価指数 ・商品群 石油製品
ペレット	日本銀行が公表する国内企業物価指数 ・商品群 その他木製品

※ 変動率は各指標ごとに前年度までの変動率を累積させて算出し、指定管理委託料の調整を行った指標は、変動率をゼロから新たに累積する。